

平成21年12月25日  
国土用第 56号  
国都公景第146号  
国河治第 85号  
国河保第 188号  
国道国防第107号  
国港総第 737号  
国港技第 48号  
国空政第 97号

各地方整備局建政部長 殿  
    河川部長 殿  
    道路部長 殿  
    港湾空港部長 殿  
    用地部長 殿  
北海道開発局開発監理部長 殿  
    事業振興部長 殿  
    建設部長 殿  
    港湾空港部長 殿  
各地方航空局空港部長 殿  
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

土地・水資源局総務課長  
都市・地域整備局公園緑地・景観課長  
河川局治水課長  
河川局砂防部保全課長  
道路局国道・防災課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局空港部空港政策課長  
(公 印 省 略)

#### 早期かつ適正な用地取得の実施等について

適切な用地取得の実施等については、地方整備局用地事務取扱規則（平成13年1月6日国土交通省訓令第86号）、地方整備局港湾補償事務取扱規則（平成21年7月14日付国港総第248号）、事業認定等に関する適期申請等について（平成15年3月28日国総国調第191号。以下「適期申請通知」という。）、用地取得の不正防止対策について（平成14年1月29日国総国調第169号。以下「不正防止対策通知」という。）等において定められているところである。

ところで、今般、平成20年12月22日の規制改革会議の「規制改革推進のための第3次答申」において、「各事業に伴う用地取得に関して、収用手続きに移行する前に、任意交渉において早期かつ適正に用地を取得するべく、運用の改善が必要である。」等との指摘がなされ、これを受けて平成21年3月31日閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」においても、同答申の指摘に沿って措置を講じることとされたところである。

これを踏まえ、国土交通省の直轄の公共事業についての、計画的な用地取得業務の実施等のための措置について、下記のとおり定めたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、上記通知等に定められた取扱いについても、改めて徹底を図られたい。

## 記

### 1. 計画的な用地取得業務の実施について

#### (1) 予め明示された完成予定時期を目標とする計画的な用地取得の推進

社会・経済的な側面から効果の高い事業等について、予め明示された完成予定時期や用地取得上のあい路に関する調査の結果等を踏まえて、用地取得着手時点から事業完成時期に至るまでの複数年度に亘る用地取得に関する計画を策定し、各年度毎に適切な措置を講じる等により、計画的な用地取得を推進すること。

その際、事業主体として事業の進行管理を徹底するため、計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局が、連絡・調整機関において、事業計画の段階から十分な連携調整を行うこと。

#### (2) 適切かつ迅速な用地交渉の実施

イ 用地交渉における補償金額の提示については、地方整備局用地事務取扱細則準則（平成13年1月15日国総国調第5号）第52条第1項又は地方整備局港湾補償事務取扱細則準則（平成21年7月14日付国港総第249号）第47条第1項及び不正防止対策通知記一（一）に基づき、事務所長の決裁後に書面にて行うことを再度徹底すること。

ロ 用地交渉において土地調書及び物件調書を説明する際には、地権者等において補償の概要を正確に理解できるよう、必ず用地実測図、物件配置図等の書面を提示すること。

また、上記書面による説明の日から原則として2年以内にイによる補償金額の提示を行うよう努め、用地取得の迅速化を図るものとする。ただし、集団移転が必要となるダム事業に係る用地交渉及び大規模な工場、営業所、旅館、商店等、マンション等集合住宅、多数の相続人や権利者等が関係する物件等に係る用地交渉については、これによらないことができるものとする。

### (3) 地権者等に対する適切な説明の実施

地権者等に対する説明や照会に対する回答については、計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局相互間で密接に情報共有及び連携を図り、照会内容に応じて適切な担当から説明等を行うことを徹底すること。

### (4) 用地交渉業務に関する民間委託の推進等

計画的な用地取得を推進する上で、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）に基づく「総合補償部門」の登録を受けている補償コンサルタント等の活用によって用地交渉業務の重点的かつ効率的な実施が確保できる場合には、積極的に民間委託を進めること。

また、用地取得の円滑な実施を図る観点から、地元関係者に対する補償相談窓口を設置する場合には、必要に応じ、弁護士、税理士等の外部の専門家の活用を図ること。

## 2. 事業認定等に関する適期申請等について

### (1) 事業認定の申請時期についての徹底

土地収用法に基づく事業認定等の積極的活用については、適期申請通知記1に基づく、事業の完成期限等を見込んだ適切な時期における申請の実施等の取扱いを再度徹底すること。

その際、適期申請通知記1の趣旨について、職員に再度徹底するとともに、ホームページ等を活用する等により、住民にその趣旨を十分に理解されるよう改めて努めること。

なお、適期申請通知記1の趣旨は、本来、遅くとも用地取得率が80パーセントとなった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過したものは、収用手続きに移行すべきとしたものであり、用地取得率が80パーセントを下回る時又は用地幅杭の打設から3年を経たない時であったとしても、事業の完成期限等を見込んだ適切な時期と判断される場合、事業効果の早期発現を図る観点から、速やかに事業認定を申請することが望ましい措置である旨、改めて留意すること。

### (2) 大規模な事業についての取扱い

適期申請通知記1中の「大規模な事業」については、用地取得の進捗状況の管理の徹底を行い、事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に遅滞なく事業認定の申請を行うよう努めること。

## 3. 情報の公表等について

(1) 用地取得の進捗状況等についての適切な公表

用地取得の進捗状況等については、適期申請通知記3による適切な情報の公表の徹底を図ること。なお、公表は、年2回(1月及び7月)定期的に行うこととする。

(2) 事業評価等の適切な情報開示

事業評価の結果等の情報については既に公表されているところであるが、円滑な用地取得を図る観点から、用地取得の進捗状況等についての情報と併せて、計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局相互間で情報共有を図るほか、地権者等に対して適切な情報の提供に努めること。